**作成例33**

　　　　　　　　 変更条項の新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新　　　　　条　　　　　項 | 旧　　　　　条　　　　　項 |
| （役員及び評議員の設置）  第５条　この法人に、次の役員を置く。  (1) 理事　　７人  (2) 監事　　２人  ２　　　（略）  　（評議員会の職務等）  第37条　（略）  ２　理事会は，次の各号に掲げる事項についての決定をするときは，あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。  　(1)  (2) 　（略）  (3)  (4) 校長の選任  (5) 学則の変更  (6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会に  おいて必要と認めるもの  　　　附　則  　（施行期日）  １　この寄附行為は、岡山県知事の認可の日（○年○月  ○日）から施行する。  　又は  ○年○月○日岡山県知事の認可のこの寄附行為は、  ○年○月○日から施行する。  　（経過措置）  ２　……………… | （役員及び評議員の設置）  第５条　この法人に、次の役員を置く。  (1) 理事　　５人  (2) 監事　　２人  ２　　　（略）  　（評議員会の職務等）  第37条　（略）  ２　理事会は，次の各号に掲げる事項についての決定をするときは，あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。  　(1)  (2) 　（略）  (3)  (4) 学則の変更  (5) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会に  おいて必要と認めるもの |

　※　変更部分に下線を引くこと。